

## 会 議 録

会 議 名 北杜市国民健康保険運営協議会  
開催日時 平成21年2月27日(金) 午後3時  
開催場所 北杜市役所 東館特別会議室  
出席者 委員16名 市長 事務局4名 計21名  
委員：馬場君忠、篠原義典、浅川豊和、進藤初子、名取千裕、長坂茂  
堀内敏光、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、田中勝海、浅川正彦  
清水金富、植松治雄、武笠勉、保坂悟(会議開始後出席)  
事務局：藤原保健福祉部長、清水市民福祉課長  
国保年金担当板山、長坂

### 議 題

- 1) 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 2) 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について
- 3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

### 審議内容

#### 1. 開会のことば

(事務局)

- ・会議出席のお礼

#### 2. 会長あいさつ

- ・会議出席のお礼
- ・活発な意見交換及び慎重な審議に対する依頼

#### 3. 市長あいさつ

(市長)

- ・会議出席のお礼
- ・市政の状況説明と、その中で委員へのさらなる協力を依頼

市長退席

#### 4. 議事

- ・出席者数の報告 15名 運営協議会規則第5条により2分の1以上の定足数に達していることから会議が成立することを報告
- ・北杜市国民健康保険運営協議会規則により、会長が議長となる旨を事務局が説明

- ・会長が、会議録署名委員を指名 6番進藤初子委員、7番名取千裕委員、8番長坂茂委員の3名を指名

(議長)

- 1)平成20年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて 事務局に説明を求める

(事務局)

平成20年度決算見込み

- ・資料にもとづき平成19年度決算と比較しながら説明

歳入

- ・保険税の決算見込額は現時点での調定額に昨年度と同程度の収納率をかけたもの
- ・保険税の決算見込額の減は、後期高齢者医療制度開始に伴う被保険者減少によるもの
- ・国庫支出金の減は、前期高齢者交付金調整分によるもの
- ・療養給付費交付金の減は、退職被保険者数減少による減額
- ・前期高齢者交付金は前期高齢者(65~74歳)加入者数偏在による、保険者間の負担の不均衡を調整するために交付されるもので、平成20年度から新たに設けられたもの
- ・県支出金の減は、前期高齢者交付金調整分によるもの
- ・共同事業交付金の減は、前期高齢者交付金調整分によるもの
- ・財産収入は、国保財政調整基金の利子
- ・基金繰入金は、平成20年度は取り崩すことなく運営できる見込みであるので、計上しない
- ・一般会計繰入金のうち基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の減は、後期高齢者移行による軽減対象者数減少によるもの
- ・乳幼児医療等の繰入金は、窓口無料化実施による調整交付金減額分を補填する県補助金を一般会計から繰り入れるもの
- ・繰越金は、平成19年度からの繰越金
- ・雑入は、第三者行為によるもの及び返納金
- ・市債は、平成20年度はなし

歳出

- ・保険給付費は、平成21年1月までの支払実績額から見込額を推計したもの
- ・後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度に対する支援金で、平成20年度から新たに設けられたもの

- ・前期高齢者交付金は前期高齢者（65～74歳）加入者数偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するために交付されるもので、平成20年度から新たに設けられたもの。ほとんどの市町村は負担調整額のみを納付する
- ・老人保健拠出金の減は、制度改正により前々年度分の精算が主となることによるもの
- ・介護納付金の減は、算定対象人数の減少によるもの
- ・共同事業拠出金は、国保連合会から示された確定額
- ・保健事業費の増は、平成20年度から特定健康診査等の委託料が国保会計に新たに計上されたことによるもの
- ・基金積立金は、財政調整期金の利子分を積み立てるもの
- ・償還金還付金等は、平成19年度療養給付費等負担金・退職者医療交付金の精算に伴う返還金
- ・繰出金は、病院関連の特別調整交付金を病院会計へ繰り出すもの

（議長）

事務局の説明に対して、委員の意見を求める

（委員）

- ・決算見込みの保険税について、調定額を教えてください

（事務局）

- ・手元にある一般被保険者現年度分のデータを説明
- ・前年度同時期との収納率を比較すると、75歳以上の被保険者が後期高齢者へ移行したことによる影響が出ている（0.3%の減）

（委員）

- ・滞納分のデータはないのか？
- ・滞納の状況や徴収の実態を知りたいので、次回の会議には用意していただきたい

（議長）

- ・事務局では次回の会議には用意するように

（委員）

- ・保険税の滞納に関連して、資格証・短期証の交付状況等について、個人情報に抵触しない範囲で結構なので資料等を次回の会議には用意していただきたい

（議長）

- ・事務局では次回の会議には用意するように

議長が他に意見を求めるが、意見がないので採決を求める  
異議なしで原案のとおり承認される

(議長)

2)平成21年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について 事務局に説明を求める

(事務局)

平成21年度予算案

・資料にもとづき平成20年度当初予算と比較しながら説明

歳入

- ・保険税は、平成20年度の決算状況が良好であることが見込まれたため、予算編成時における税率は平成20年度同じ税率を使用して積算した
- ・国庫支出金の減は、前期高齢者交付金との調整分を考慮したため
- ・療養給付費交付金の減は、制度改正に伴う退職被保険者数減少によるもの
- ・前期高齢者交付金の増は、平成20年度実績が11ヶ月分であったので12ヶ月分で再計算して計上した
- ・県支出金の減は、前期高齢者交付金との調整分を考慮したため
- ・基金繰入金は、当初予算で計上したが、本年度と同様に最終的に取り崩して繰り入れるかどうかは決算の状況を見ながら年度末に決定したい
- ・一般家計繰入金は、主に19年度の実績をもとに計上した。乳幼児医療対策関連は、それぞれの担当課から提供された数値を使用している

歳出

- ・保険給付費は、被保険者数の変化と過去5年間の給付費の推移等を勘案して算定
- ・平成21年度から高額介護合算療養費の支給が開始される。平成21年度はH20.4月～H21.7月の16ヶ月分が算定される。
- ・出産育児一時金は本年の1月から38万円となったが、平成21年10月からさらに4万円が加算され42万円となる予定。平成23年3月までの暫定措置。
- ・後期高齢者支援金の増は、平成20年度実績が11ヶ月分であったので12ヶ月分で再計算して計上したもの
- ・前期高齢者納付金の増は、平成20年度実績が11ヶ月分であったので12ヶ月分で再計算して計上したもの
- ・老人保健拠出金の減は、前々年度の概算額と確定額の精算金のみが対象となるため
- ・介護納付金の増は、平成20年度の実績に伸び率を乗じて算出した
- ・保健事業費の増は、特定健診等委託料の実績の増によるもの
- ・公債費は、調整交付金返還のための県からの無利子借入金に係る平成21年度分の償還金

(議長)

事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(委員)

- ・平成21年度予算案の歳入の繰越金は238,567千円となっているが、平成20年度決算見込額における収支差引額154,299千円との差額の説明を

(事務局)

- ・平成20年度決算見込額は、今現在推計できる範囲で作成している
- ・歳入面では税及び国県支出金に上乘せが見込まれ、歳出面でも決算見込額はほとんど予算額満額で作成していることから決算時には歳出額が減少することが見込まれる
- ・それらを考慮すれば平成21年度予算案程度の繰越金は確保できるであろうと考えている

(委員)

- ・出産育児一時金について、平成21年10月から4万円引き上げ予定という説明にもかかわらず予算案では前年度より減額になっている理由の説明を

(事務局)

- ・平成21年10月からの実施についてはまだ確定したわけではなく、法律の改正を待ってから条例の改正を行わなければならない
- ・4万円の増額分については補正予算で対応することになる
- ・当初予算の編成においては、平成20年度の実績を見ながら60件×380,000円で積算した

(委員)

- ・特定健診等の委託料には、特定保健指導の委託料も含まれているのか？
- ・含まれているならば、保健指導も委託するのはコスト高なのではないか？

(事務局)

- ・委託料には特定保健指導分も含まれている
- ・コスト面からいえば直営での保健指導実施に比べれば確かに割高かもしれないが、メタボ対象者を減少させなければ、数年後、後期高齢者支援金の加算というペナルティがある
- ・そこで、いかに効果的な保健指導を行うかが問題となってくるが、北杜市は平成19年度の国保ヘルスアップ事業により保健指導のいくつかのパターンを設定して事業を行った
- ・これにより、委託の範囲や方策等について検証することができ、平成20年度以降の事業にも生かしている

(議長)

- ・実際に健診等の事業を行っているのは別の担当であるようなので、この場で詳しい内容は説明できないようである
- ・また機会があれば、健診等の事業に関する説明もお願いしたい。

(委員)

- ・平成21年度予算案における公債費の内容について説明を

(事務局)

- ・平成19年度に財政調整交付金に関する会計検査院の検査があり、県内の全市町村が返還することとなった
- ・その返還金の財源として、県が無利子の貸付を行った
- ・この貸付金は1年据え置き6年償還であり、平成21年度から償還が始まる

議長が他に意見を求めるが、意見がないので採決を求める  
異議なしで原案のとおり承認される

(議長)

- 3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について 事務局に説明を求める

(事務局)

北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

- ・資料にもとづき説明
- ・国民健康保険税の内訳のうち、介護納付金賦課額の賦課限度額について現在の9万円から10万円に見直される予定
- ・条例改正の根拠法令である地方税法等の改正は年度末に行われる見込み
- ・地方税法等の改正を待ってから条例の改正を行わなければならないため、今回の3月議会には提案することができなかったが、改正の内容について承知願いたい

議長が意見を求めるが、意見がないので改正の内容について承知したことを委員に確認

(議長)

- 4) その他について 事務局に説明を求める

(事務局)

- ・本日配布したパンフレット「国保制度の改正をお知らせします!」の内容について簡単に説明
- ・70歳~74歳までの自己負担割合1割が平成22年3月まで据え置き
- ・国保税の年金からの天引きが口座振替との選択制となった
- ・資格証を受けている世帯について、中学生以下の子供には6ヶ月の短期証を交付

議長が質問、意見を求める

(委員)

- ・国保税の納付方法を、年金からの天引きから口座振替に変更した人が滞納した場合はどうなるのか？

(事務局)

- ・年金からの天引きから口座振替に変更した人が滞納した場合は、再び年金からの天引きに変更となる

議長が他に意見を求めるが、意見なし

議長が本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる

5. 閉会のことば

(職務代理)

- ・活発な意見交換についてのお礼

時刻 午後4時6分